

令和5年第1回笠松町議会定例会会議録（第6号）

令和5年3月24日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	5 番	川 島 功 士
副 議 長	8 番	岡 田 文 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	4 番	尾 関 俊 治
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	田 島 直 樹
住 民 課 長	宮 川 雅 人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第6号）

令和5年3月24日（金曜日） 午前10時開議

日程第1	第18号議案	令和5年度笠松町一般会計予算について
日程第2	第19号議案	令和5年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	第20号議案	令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	第21号議案	令和5年度笠松町介護保険特別会計予算について
日程第5	第22号議案	令和5年度笠松町水道事業会計予算について
日程第6	第23号議案	令和5年度笠松町下水道事業会計予算について
日程第7	第24号議案	笠松町議会の個人情報の保護に関する条例について
日程第8	第25号議案	笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について
日程第9	第26号議案	令和4年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
日程第10	第27号議案	令和5年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について
追加日程	第28号議案	笠松町議会議長辞職許可について

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第18号議案から日程第10 第27号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第1、第18号議案から日程第10、第27号議案までの10議案を一括して議題といたします。

22日に引き続き、第18号議案 令和5年度笠松町一般会計予算について、一般会計予算全般にわたるものについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） せんだつての歳出のほうで質問したんですが、ちょっと聞き忘れたことがありますので、また再度質問させてもらいますけれども、説明書の31ページ、環境衛生費の中の太陽光発電の補助事業の件なんです、県が100%補助してくれるわけなんですけれども、603万5,000円ということで、これは何件分ぐらいを予定しているのかということが1点と、そして私、前にも質問しましたように、今売電価格が非常に下がってきて自分のところで使う分ならいいけれども、売電しようと思うとあんまり効果的ではないということなんです、ただ今電気料金が異常に高騰して、去年から比べても倍額になるんじゃないか、4月からも40%また上げるという電力会社もあって、たまたま中部電力はそれだけ値上げをまだ検討している段階なんです、上げるとなると倍ぐらいになってしまうということになれば、この際太陽光発電を設置しようという人が出てくる可能性が高いんじゃないかなということで、それで県の補助金が今年、令和5年度1年しかくれないということなんですけれども、希望者が殺到したときにどういうことで決めるのか。

また、県のほうに追加要求して、県のほうでまたお金を追加してくれる可能性があるのかということと、令和6年度以降、令和5年度の状況を見てなんですけれども、希望者がもし殺到した場合に、令和6年度以降は町単でもやる気はあるのかどうか。その3つについてちょっと質問します。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、太陽光発電の補助金につきまして3点お答えをさせていただきます。

まず1点目、この予算は何件を見込んでいるのかということでございます。まず、太陽光発

電につきましては13件、そして蓄電池につきましては7件を見込んでおります。実は、この件数につきましては、県が全市町村の補助額を試算したときに国勢調査の戸建て数を基に積算をして太陽光を13件、蓄電池7件というふうに出されておりますので、同様に笠松町でもこの件数で予算を組ませていただいております。

続きまして、今年度の希望者が多かった場合ということでございます。もちろんこちら県の補助金が今年度対象となりますので、この件数を超えても補助対象というか、補助をして県にもその分を請求するということになります。令和6年度以降の件数が多かった場合の町単ということでございますが、現在のところは県の補助がある間、令和5年度で終了したいというふうに考えておりますが、件数が多くなりましたら県のほうも協議をされると思いますので、県のその補助に合わせて町も実施をするかどうかを検討していきたいというふうで考えております。

〔「2番目の質問」の声あり〕

今年度多くなった場合につきましては、この予定の件数以上の申請が参りましたら、うちとしても補正をさせていただきまして補助をしていきたい。さらにその分につきましては、県のほうにも補助の申請をしていくということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そうすると、今の答弁で多くなった場合には県のほうに追加で支給していただくよう要望するということなんですけれども、県もそれ以上のことを考えていないんじゃないかなあという気がするんですけれども、先ほどもちょっと言ったように、多くなった場合にどうやって決めるのか。例えば抽せんなのか早い者順なのか、その辺も13件とか7件だったら本当に笠松町民の中の世帯数、今9,000件以上あるわけなんですけれども、ごく僅かしかもらえない、1%も行かないですね。

そこで、県のほうに要望するという話も今されたんですけれども、本当に県がくれるのかなあということは疑問に思います。そして、東京都は小池さんが言い始めて、もう新築住宅は基本的に太陽光発電を設置しないと建築許可を下ろさないというような政策まで打ち出したわけですね。国もカーボンニュートラルで2050年までには自然エネルギーのほうに切り替えていくというようなことも政策的には言っておるわけなんですけど、次年度以降笠松町としても検討すると、その希望者数といいますか、町民のニーズに応じていくように検討はするということなんですけれども、その辺についてもう一度答弁をお願いしたいんですが。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

もちろん県のほうも予算がございますので、今年度は太陽光、蓄電池につきましては100%

補助をするというふうなことでござりますので、全体の県の予算が超えれば県も補正で対応されるというふうに思っておりますので、そのように要望もさせていただきたいと思っております。

そして、次年度以降につきましては、先ほど動向を見て検討をするというのは、県の動向も見ながら検討するということで、県が補助をしていただければやっていきたいというふうで考えております。町単での実施ということは、現在のところは考えていないところでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 説明書34ページの観光費の中の観光周遊マップ制作事業の件ですが、この間の説明もいただきましたのである程度は認識できたんですけど、今までも笠松町の中でいろんな周遊マップであつたりとか、いろんな団体さんがいろんな周遊におけるマップ的なものを作られているような気がするんですね。

というのも、1つ今これを手元に持ってきたんですけど、ふらっと笠松で置いてあるやつですね。このとき私は議員じゃなかったんで、作成の段階がどのような経緯でというのは全然存じ上げてはいないんですけど、これを見ますと後ろに笠松まちめぐりアプリというもので、私もちょっとダウンロードしてみたんですけど、かなり笠松町のことを詳しく載せているアプリが出てまいりました。このようなアプリが笠松町には公式アプリとしてあるんだと、申し訳ないんですけど初めてちょっと認識させていただいた次第でございましたが、中を見せていただいたんですが、正直そのときから多分一度も更新されていないんだろなあというのがすごく分かるアプリでございました。

このようなアプリであつたりとか、これも今かさまつ散歩ということでいろんなマップがきちんと作られて置いてあつたんですけど、このようなものがある現状の中で、例えば特にアプリの件なんですけど、分かりませんがかなりのお金を使って作られたのかなあということをしごく想像するんですが、例えば今回このマップ作成事業というものでどこまでどのようなことを細かくまではしっかり聞いていないですけど、例えばこういうアプリなんかがあるのであれば、このようなもの等を利用するというか、せつかくお金を使うわけですから、今までほかりっ放しと言っちゃあ失礼ですけど、のような気がしたので、このようなものときちつとまたリンクして、せつかくのものをもっと笠松町民に伝えていくとか、そういうこともできるんじゃないかなあということをしごく思いました。

例えば、これもダウンロードという形のアプリでしたので、これ多分四、五年前じゃないかなあとかと思うんですけど、例えばこれもインターネット上にシステムを上げてリンク型に

すれば、LINEとかそういうところからもリンクが貼れるんじゃないかなあということも単純にちょっと思いました。そのようなことも思いましたが、これに限らずですけど、ほかの例えば文化協会さんが、これは史跡に関してですけど、笠松町の史跡めぐりというようなマップを何年か前に作られていた気がします。そのようなことで文化協会さんであったり、そのほかの団体であったり、いろんなマップを作って笠松町を散歩してもらおうとかという企画を今までも立てられているような気がするんですね。なので、せっかくですから、これがいけないとは言いませんけれど、同じお金をかけるのであれば、今までやられた団体さんの例えば成果であったり、反省であったり、そういうところも含めてコラボじゃないですけど、そういうことをしながら、またこういうものを生かしてやっていくとか、そういうことをやるべきじゃないかなということを私ちょっと思ったんですが、その辺りはどうお考えかをちょっとお聞かせください。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 観光周遊マップの件についてお答えをさせていただきます。

いろんな現在あるアプリとかの連携もしながら、既存のものも活用しながら連携して進めていったらどうだという御質問でございます。

実際、まちめぐりアプリというのが平成29年、大分前に作られたものでございます。なかなかそれも活用するというのが難しい状況でございますし、今回周遊マップを作成させていただくのは、先日も申し上げましたように、若者をターゲットとして、人気の高いインフルエンサーの方を起用して町内歩き、また町内の歴史文化をやるということでちょっとターゲットを絞ってやらせていただいております。もちろんそこはユーチューブ等々現在あるものは利用しながらやっていきたいと思っておりますが、現在あるアプリとの連携というのはちょっと考えていないところでございます。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） アプリとの連携について、議員は今スマホをお持ちですよ。平成29年からずっと使っているアプリってほとんどないと思います。ましてや、このまちづくりアプリ、僕も見たと、あまりコンテンツ的にも初期のもので、多分使い勝手がどうかなあということでありますし、これを自分たちで予算を上げておいて言うのもなんですが、ちょっとこれはマップというイメージが強過ぎるなというところがある。どちらかというとウェブ主体のイメージビデオ、例えるなら山県市さんがやっている「ハタチ市長」とか何かありましたよね。ああいうような感じでインフルエンサーのタレントさんとか、例えばインスタグラマーさんなんかがこの笠松町を歩いて、そこで見た体験を面白おかしくというか、そういうふう若い人の目線でやるということですので、今までのものとはコンテンツは全く違うというふうに私は理解しておりますし、実際これは役場主導ではなく、民間の事業者と一緒にやってや

るということで、切り口も今まで笠松町が出しているものとは違うと思いますし、そうあるべきだと思っています。こうした中、いろんな団体とのコラボと言いますが、議員も商売をやられていると思うんですが、あれもこれもというふうに幅広くやりますとどうしても、いわゆるコンテンツ的にも、あるいはターゲット層もばらけてしまって、結局今までと同じようなものになってしまう。

あともう一つ、これから笠松町がまちづくりというか定住促進に向けてやっぱり訴求していくのは若い世代でありますので、今回は若い世代向けでやりまして、これをある程度成果が出たら今度は例えば高齢者向けとか、あるいは外国人向けとかいろんなところできめ細かくやっていくほうが私は費用対効果的にもいいんじゃないかというふうには考えておりますし、またその辺りはこれから実際にこういうものの成果を見ながら、議会の皆さんともいろんな意見交換しながらよりよいものをつくって、一人でも多くの方がこれを見て笠松町に足を運んでもらう、あるいは足を運んでもらうとは別にふるさと納税とか、あとは町のそういうPRに協力してもらおう、そういったきっかけになればいいなあというふうには期待しています。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 方向性であったりとか、その辺りは分かりましたし、よりいいものができるということを期待してお願いしたいとは思いますが、昔のことなのでこれをほじくり出そうとは全然思っていないんですけど、例えばこれでも今現在ふらっと笠松にどんと置いてあるのは現実ですよ。しっかりもちろん全面的にアプリの説明もしてありますし、みんなにやってくださいねというのをアピールしているようなそんなものになっていまして、実際今本当に町長がおっしゃられたとおり、見たところ、あっ、これ公式アプリで笠松町が出しているんだという、ちょっと失礼な言い方をするともう恥ずかしいよと思ってしまうぐらいの内容でありました、失礼な言い方をしますが。であれば、これを残しておく必要はあるのかなとかということとか、もし例えば更新ができるのであれば、なぜ更新しないのかな、もう更新できないんですかね。業者任せですかね。その辺ももしお聞きできればお願いします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 更新したいのはやまやまなんですけど、実はないんですよ。僕もああいう、一番体験談でお話しさせていただきますと、関ヶ原の古戦場のオープニングに行ったときに、ほかの市町やこういう観光のガイドブックとかリーフレットをたくさん並べていまして、笠松町だけが非常に古いもの、平成の時代からのちょっと色あせたものを使っていて、ああこれじゃあ何かいかにも笠松というものが、町がこの観光とか、あるいはその商工業に対して、並べてみるとちょっと力を入れていないなあとか、何かおざなりにしているんじゃないかというふうな印象を受けましたので、早速企画のほうと相談して今作っています。また、できましたら皆

さんに見ていただいて、また意見を賜りたいなと思っています。

○議長（川島功士君） 一般会計全般についてほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

7 番 伏屋隆男議員。

○7 番（伏屋隆男君） 第18号議案 令和5年度笠松町一般会計予算に対して賛成の立場で討論させていただきます。

2020年から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、第8波を数えるようになりましてけれども、ようやく終息のような状況になってまいって、5月8日には季節性インフルエンザと同等の5類感染症に移行されることとなるなど、今後の新型コロナへの対応が大きく見直されることとなります。大規模イベント等の入場制限やスポーツ観戦、コンサートによる声出し応援ができるようになるなど、徐々にではありますがコロナ前の日常が戻りつつあります。

その一方、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する世界的なエネルギーや原材料価格高騰の影響により、光熱水費の値上げとともに食料品や生活必需品の物価が上昇するなど、町民の生活は厳しさを増してきている状況にあります。

当町の新年度予算概要を見ますと、町税は新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に減少することなく、コロナ禍前の水準を保つことができているものの、歳出においては障害者自立支援給付金などの扶助費は年々増加するとともに、公共施設の老朽化対応や道路をはじめとする社会インフラ整備への投資的経費も必要であり、町の財政状況は引き続き厳しい状況に置かれております。

このような状況の中、提案された令和5年度当初予算は、限られた財源を効率的に活用し、アフターコロナを見据えた新たな取組を実施されるなど、町の将来像実現に向けた予算が計上されております。子育て環境の一層の充実を図るため、出産・子育て応援交付金の早期実施体制を確保するとともに、産前・産後の切れ目ないケア体制の継続に加え、負担が大きいとされる多胎妊産婦にあっては健診回数の追加やサポートなどの支援を拡充されております。

また、将来を担う子供の心身の健全な育成を促すため、グアム派遣に代わる国内交流として馬の町である北海道新ひだか町での体験交流を新たに実施するとともに、中学校トイレの改修

や小学校の教室の照明をＬＥＤ化するなど教育環境の充実にも取り組まれております。さらに、生活環境の整備として、長年懸案であった米野52号線坂路改修の実施をはじめ、羽島用水パイプライン上部利用及び下羽栗地域の排水路改良を継続的に推進するとともに、飼い主がいない猫が増加傾向にある問題に対し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用するという新たな試みにも取り組まれます。

加えて、ごみの排出方法についても実情に即した見直しを行い、緑ごみにおいては毎週実施されるなど収集体制の強化が図られております。そして、町民の安心・安全に取り組む防災面においても、防災行政無線のデジタル化に向けての対応や移動系の無線設備を更新し、防災体制の充実を図るとともに、自治体ＤＸ推進として情報共有の効率化、ペーパーレス化を図るなどスマート自治体への転換に向けられた取組も進められております。

令和５年度一般会計の予算総額は74億4,070万円で、将来像達成に向けたまちづくりにおいて、いずれも必要な事業を行っていくものであると考えます。こうした政策と昨年12月に議会から要望した事項についてもほぼ予算化いただいておりますことから、令和５年度笠松町一般会計予算に賛成いたします。

○議長（川島功士君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 令和５年度笠松町国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 令和５年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 令和5年度笠松町水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

第23号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計予算について質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案 笠松町議会の個人情報の保護に関する条例については質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

第25号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例については質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

第26号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

第27号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩を行います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいま川島功士議長から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長より朗読をいたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 辞職願。今般、都合により令和5年4月3日付で笠松町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたいと願います。令和5年3月24日、笠松町議会議長 川島功士。笠松町議会副議長 岡田文雄様。

○副議長（岡田文雄君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第28号議案について

○副議長（岡田文雄君） 第28号議案 笠松町議会議長辞職許可についてを議題といたします。

川島議長、退席をお願いします。

〔議長 川島功士君退場〕

本件については、質疑・討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

川島議長の入場を許可いたします。

令和5年4月3日付議長辞職許可については可決されました。

議長に進行を交代いたします。

〔議長 川島功士君入場・着席〕

閉会の宣告

○議長（川島功士君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年第1回笠松町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和5年第1回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月24日

議 長 川 島 功 士

副 議 長 岡 田 文 雄

議 員 岡 田 文 雄

議 員 關 谷 樹 弘